

平成 2 8 年度行政事業レビューシート（ 個人情報保護委員会 ）														
事業名		個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進				担当部局庁		個人情報保護委員会事務局			作成責任者			
事業開始年度		平成 2 7 年度		事業終了 （予定）年度	終了予定なし	担当課室		総務課			課長 福浦 裕介			
会計区分		一般会計												
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		個人情報の保護に関する法律第52条第4号、第6号				関係する計画、 通知等		個人情報の保護に関する基本方針						
主要政策・施策		－				主要経費		その他の事項経費						
事業の目的 （目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内）		個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータの適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正された。当事業は、個人情報保護法に基づき、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ための事業である。												
事業概要 （5行程度以内。 別添可）		平成27年9月に個人情報保護法等の改正法が成立・公布され、公布の日から2年以内の政令で定める日から施行される。改正された事項について国民に広く周知することを目的とし、学識経験者、民間企業及び消費者の立場から個人情報保護法の改正内容及び国民が安心できる個人情報の利活用について議論を行う「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」を開催した。また、改正法を中心とする個人情報保護法に関するパンフレット、リーフレット及び動画を作成し同シンポジウムで配布するとともに地方自治体等にも配布して、広く周知を図った。												
実施方法		委託・請負												
予算額・ 執行額 （単位：百万円）				25年度		26年度		27年度		28年度		29年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算		－		－		46		13		234	
			補正予算		－		－		－		－			
			前年度から繰越し		－		－		－		－		－	
			翌年度へ繰越し		－		－		－		－			
			予備費等		－		0		－		－			
		計		0		0		46		13		234		
		執行額						41						
執行率（％）				－		－		89%						
成果目標及び成 果実績 （アウトカム）		定量的な成果目標		成果指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
		－		－		成果実績	－	－	－	－	－	－		
						目標値	－	－	－	－	－			
						達成度	％	－	－	－	－	－		
成果目標及び成果実績（アウトカム）欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載											☐ チェック			
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績								
		個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウムは、平成27年度に個人情報保護法等の改正法が成立・公布されたため開催した平成27年度のための事業であるため。				－								
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標		代替指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
		－		－		実績	－	－	－	－	－	－		
目標値						－	－	－	－	－	－			
活動指標及び活動実績 （アウトプット）	活動指標					単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	改正個人情報保護法に関する説明会参加者数				活動実績	人	－	－	602	－				
					当初見込み	人	－	－	300	－				
単位当たり コスト		算出根拠					単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
		説明会参加者数／執行額				単位当たり コスト	千円	－	－	68	－			
						計算式	人／千円	－	－	602/41000	－			

平成28・29年度予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目		28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由			
	諸謝金		0.2	0	「新しい日本のための優先課題推進枠」234.0(百万円)			
	職員旅費		1.6	7				
	委員等旅費		0.5	6.6				
	個人情報保護業務庁費		10.7	150.4				
	情報処理業務庁費		0	70				
計		13	234					
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進					
		施策	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進					
		測定指標	定性的指標		目標		施策の進捗状況(目標)	
						目標年度		
			改正個人情報保護法に関する説明会参加者数		シンポジウムを適切に開催	27年度	シンポジウムを適切に開催	
							施策の進捗状況(実績)	
							平成27年9月に個人情報保護法等の改正法が成立・公布され、公布の日から2年以内の政令で定める日から施行される。個人情報の保護と利活用の観点から改正された事項について国民に広く周知することを目的とした「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」を開催した。また、改正法を中心とする個人情報保護法に関するパンフレット、リーフレット及び動画を作成し同シンポジウムで配布するとともに地方自治体等にも配布して、広く周知を図った。	
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
開催した「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」には、当初見込みの2倍以上の参加者があり、個人情報の保護と利活用の観点から個人情報保護法の改正について広く周知することができた。また、改正法を中心とする個人情報保護法に関するパンフレット、リーフレット及び動画を作成し同シンポジウムで配布するとともに地方自治体等にも配布して、広く周知を図ることができた。 施策については、改正個人情報保護法の全面施行に向けて、個人情報の保護と利活用に対する一層の取組を推進することとする。								
測定指標については新規にガイドライン等の策定等を設定し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。								
事業所管部局による点検・改善								
国費投入の必要性	項 目			評 価	評価に関する説明			
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	法改正に関する周知・広報活動は、国が実施すべき業務であり、必要かつ適切なものである。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	法改正に関する周知・広報活動は、国が実施すべき業務であり、必要かつ適切なものである。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	改正法が平成27年9月に成立し、その周知・広報活動は優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	総合評価落札方式を実施し、競争性を確保した。			
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			無				
	競争性のない随意契約となったものはないか。			無				
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-	-			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			○	個人情報保護法の改正について広く周知することを目的としたものであり、その目的を遂行する上で、必要最小限の経費を計上した。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	個人情報保護法の改正について広く周知することを目的としたものであり、その目的を遂行する上で、真に必要なものに限定した。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-	-			
事業	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。			○	個人情報保護法の改正について広く周知することを目的としたものであり、その目的を遂行する上で、必要最小限の経費を計上した。			
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。			-	-			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	-			

果の有効性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	個人情報保護法の改正について広く周知することを目的としたものであり、当初見込みの倍の参加者があった。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	説明会で配布したパンフレットについては、他の説明会等でも配布しており、また、同パンフレット及び説明会の状況を撮影した動画を当委員会ホームページに掲載していることから、成果物を十分に活用している。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）				-	
	所管府省・部局名		事業番号	事業名		
	-		-	-		
	-		-	-		
	-		-	-		
	-		-	-		
	-		-	-		
点検・改善結果	点検結果	事業の実施に当たっては、その必要性について十分な検討を行った上、効果的な予算の執行に努めた。				
	改善の方向性	点検結果を踏まえ、引き続き効率的な予算執行に努める。				
外部有識者の所見						
○ 国際的な協力関係の構築に向けて、国際会議等に積極的に参加し、我が国の対応について理解を得る努力を精力的に行うべき。また、日本に不利な状況とならないよう、国際会議などの場でのルール作りや適用に関する議論に関わることが重要。 ○ 国民からの問い合わせや相談対応として、個人情報保護法に関する相談も含めた体制の強化が必要。 ○ 最先端の民間ビジネスの実態を踏まえたルール策定が必要であり、様々な知見を得るため公務員以外からの中途採用を検討すべき。また、規則やガイドラインの策定にあたっては、民間事業者の実態を踏まえたルール策定が必要であるため、事業者の意見を十分に踏まえたルール策定を行うとともに、事業者が余裕を持って対応できるようなスケジュールを組むべき。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	平成28年1月より個人情報保護法の所管が消費者庁から移管されたことに伴い新設された事業であり、個人情報保護法に関する国民からの問い合わせや相談対応として、体制強化及び広報活動の充実を図るよう努める。 最先端の民間ビジネスの実態を踏まえたルール策定のため、公務員以外からの中途採用を含む人材の確保等適切に措置を講ずるよう努める。 また、規則やガイドラインの策定にあたっては、事業者の意見を十分に踏まえたルール策定を行うとともに、事業者が余裕を持って対応できるようなスケジュールを組むよう努める。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	引き続き効率的な調達による予算執行に努めるとともに、外部有識者及び行政レビュー推進チームの所見も踏まえ、個人情報保護法に関する国民からの問い合わせや相談対応として、更なる体制強化及び広報活動の充実を図り、また規則やガイドラインの策定にあたっては、事業者の意見を十分に踏まえたルール策定を行う等、執行において改善を図ることとした。 また、事業目標達成に有効であった業務活動については、一層の注力を図ることとし、個人情報の利活用に係る企画・立案体制の整備のため、平成29年度は参事官1名の他、5名の定員要求を実施した。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	
平成25年度	-	平成26年度	-	平成27年度	消費者庁0007	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

個人情報保護委員会

(株)電通
41百万円

改正個人情報保護法に関するシンポジウムの実施等

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. (株)電通

費目	使途	金額 (百万円)
庁費	改正個人情報保護法に関する説明会等の実施	41
計		41

B.

費目	使途	金額 (百万円)
		-
計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載☐ チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)電通	4010401048922	改正個人情報保護法に関する説明会等の実施	41	総合評価入札	2	-	-